

ダブル発電普及促進エコキャンペーン規約

平成31年4月
びわ湖ブルーエナジー株式会社

ダブル発電普及促進エコキャンペーン規約

(目的)

第1条 この規約は、びわ湖ブルーエナジー株式会社（以下「当社」という。）が、大津市公営企業管理者と平成30年12月25日付けで締結した「大津市ガス特定運営事業等公共施設等運営実施契約書」第9条の規定により事業の継承を行った「大津市企業局ダブル発電売電促進助成金交付要綱（平成30年4月1日施行）（以下「旧交付要綱」という。）に基づくものであり、太陽光発電設備と家庭用コージェネレーションシステムの両方で発電する設備（以下「ダブル発電設備」という。）を導入する需要家に対し、当社が実施するダブル発電普及促進エコキャンペーン（以下「本キャンペーン」という。）を適用することでダブル発電設備の普及促進、さらに、ガスの需要拡大を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エコキャッシュ 当社が本キャンペーンでダブル発電の普及を促進するためにお支払いする金額をいう。
- (2) ダブル発電設備 家庭用コージェネレーションシステムと太陽光発電設備の両方で発電する設備をいう。
- (3) 家庭用コージェネレーションシステム ガスを1次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する熱を利用する家庭の用に供する熱電供給システム又は熱動供給システムをいう。
- (4) 太陽光発電設備の発電能力 太陽光発電設備の出力又はパワーコンディショナーの容量のいずれか小さい方をいう。また、一の住宅に複数系列の太陽光発電設備を設置している場合は、それら全体を合計したものをいう。
- (5) 小売電気事業者 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売事業者をいう。
- (6) 送配電事業者 電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者をいう。
- (7) 余剰電力 ダブル発電設備による電気のうち、当該ダブル発電設備が設置された施設等において消費された電気を除いた部分であって、かつ、当該ダブル発電設備が設置された施設等に接続されている送配電事業者が維持する配電線に逆流した部分をいう。
- (8) 売電 余剰電力を小売電気事業者又は送配電事業者に売ることをいう。
- (9) 検針分 送配電事業者が行う検針のうち、前回の検針日の翌日から今回の検針日までの売電量をいい、今回の検針日が属する月の検針分を当該月の検針分とする。
- (10) ガス小売事業者 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第3項に規定するガス小売事業者をいう。

(適用要件)

第3条 本キャンペーンの適用を受けることができる者は、旧交付要綱に基づき、大津市公営企業管理者から認定を受けた者で、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 当社の「コージェネ料金契約」が成立していること。
- (2) 太陽光発電設備の発電能力が10キロワット未満の設備を設置し、国の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の事業計画認定を受け、かつ、小売電気事業者又は送配電事業者との売電の契約が成立していること。
- (3) ガス料金を滞納していないこと。
- (4) 小売電気事業者又は送配電事業者への売電に関し、他の制度による助成金等を受けていないこと。

(再認定の申込み)

第4条 本キャンペーンの適用期間中にその認定を解除し、再度、認定を受けようとする者（以下「再認定申込者」という。）は、ダブル発電普及促進エコキャンペーン適用対象設備認定申込書（様式第1号。以下「認定申込書」という。）に次の各号に掲げる書面を添付して、当社に提出しなければならない。

- (1) 小売電気事業者又は送配電事業者が発行する「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約」が確認できる書類の写し
- (2) その他当社が必要と認めるもの

(再認定の通知等)

第5条 当社は、前条の認定申込書を受け付けたときは、その内容を審査し、第3条に規定する適用要件に該当すると認めたときは、ダブル発電普及促進エコキャンペーン適用対象設備認定通知書（様式第2号。以下「再認定通知書」という。）により、再認定申込者に通知するものとする。

- 2 当社は、前条の認定申込書が第3条に規定する適用要件に該当しないと認めたときは、ダブル発電普及促進エコキャンペーン適用対象設備不認定通知書（様式第3号）に理由を付して、再認定申込者に通知するものとする。

(エコキャッシュの額及び本キャンペーンの適用期間)

第6条 エコキャッシュの額及び上限額は、別表のとおりとする。

- 2 適用期間は、旧交付要綱第6条に規定する認定通知書を受けた日を含む別表の認定期間（以下「認定期間」という。）を基準として、小売電気事業者又は送配電事業者による最初の余剰電力の検針月が、認定期間に含まれる場合はその検針月を、認定期間に含まれない場合は認定期間の最初の月を開始月とし、国の当該制度が適用される期間の終了月に該当する余剰電力量の検針月を終了月とする（最長120ヶ月）。
- 3 前項の規定にかかわらず、適用期間中に認定を解除し、再度、同一のダブル発電設備で認定を受けようとする場合の適用期間は、再度の認定通知書を受けた日の属する月の翌月から、初回認定時の交付期間満了月までとする。

- 4 当社とのガス小売供給契約（ガス事業法第2条第1項に規定する小売供給に関する契約をいう。以下この項において同じ。）を解除し、他のガス小売事業者とガス小売供給契約を締結した場合は、当社との契約解除月の定例検針日の直前にあたる余剰電力の検針日分までを本キャンペーンの対象とする。

（認定内容の変更申請等）

第7条 旧交付要綱第6条第1項で天津市公営企業管理者より認定を受けた者、または第5条第1項に規定する再認定通知書により認定を受けた者は、各認定通知書に記載された事項に変更が生じたときは、速やかにダブル発電普及促進エコキャンペーン適用対象設備変更申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）を当社に提出しなければならない。

- 2 当社は、前項の変更申請書が第3条に規定する適用要件に該当すると認めたときは、ダブル発電普及促進エコキャンペーン適用対象設備変更承認通知書（様式第5号）により、変更申請書を提出した者に通知するものとする。

- 3 当社は、前項の変更申請書が第3条に規定する適用要件に該当しないと認めたときは、ダブル発電普及促進エコキャンペーン適用対象設備変更不承認通知書（様式第6号）に理由を付して、変更申請書を提出した者に通知するものとする。

（エコキャッシュの申請）

第8条 本キャンペーンの適用を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、ダブル発電普及促進エコキャンペーン適用申請書兼請求書（様式第7号。以下「適用申請書兼請求書」という。）に次の各号に掲げる書面を添付して、当社に提出しなければならない。

- (1) 当該申請年度内の各月における検針分を示す書類（ダブル発電における売電量が明記されたものに限る。）の写し

- (2) その他当社が必要と認める書類

- 2 本キャンペーンの適用は、年度ごとに申請するものとし、年度終了後、次の6月末日までに郵送（当日消印有効）にて申請するものとする。

- 3 適用申請書兼請求書が期日までに提出されない場合は、当該年度にかかる適用申請書兼請求書を受け付けないものとする。また、提出された適用申請書兼請求書に不備がある場合は、エコキャッシュの全部又は一部を支払しないものとする。

（適用の決定等）

第9条 当社は、前条の適用申請書兼請求書を受け付けたときは、その内容を審査し、第3条に規定する適用要件に該当すると認めたときは、ダブル発電普及促進エコキャンペーン適用決定通知書（様式第8号。以下「適用決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

- 2 当社は、前条の適用申請書兼請求書が第3条の適用要件に該当しないと認めたときは、ダブル発電売電促進エコキャンペーン不適用決定通知書（様式第9号）に理由を付して、申請者に通知するものとする。

(エコキャッシュの額の確定)

第10条 当社は、エコキャッシュの額については、前条第1項の規定により通知した額で確定するものとする。

(支払手続)

第11条 当社は、本キャンペーン適用決定後、申請者に対しエコキャッシュの支払を行うものとする。

(支払いの取消し等)

第12条 当社は、第9条第1項の適用決定通知書で通知を受けた者（以下「適用決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、エコキャッシュの支払の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する適用要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により本キャンペーンの適用を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。
- (3) 当社の基本約款、個別約款の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この規約の規定に違反したとき。

2 当社は、本キャンペーンの適用の決定を取り消す場合、ダブル発電普及促進エコキャンペーン適用決定取消通知書（様式第10号）に理由を付して、適用決定者に通知するものとする。

(エコキャッシュの返還)

第13条 当社は、前条の規定により適用を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既にエコキャッシュの支払を完了しているときは、期限を付して当該エコキャッシュの全部又は一部の返還を命ずるものとし、適用決定者は、その指示に従わなければならない。

(延滞金)

第13条の2 適用決定者は、第12条第1項の規定により本キャンペーンの適用の決定が取り消された場合において、前条の規定によりエコキャッシュの返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を当社に納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{うるう}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 当社は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、適用決定者の申請により延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(現地調査等)

第14条 当社は、第3条に規定する適用要件を確認するため、必要に応じて現地調査を行うものとする。なお、現地調査の協力を得られない場合は、不認定又は認定の取消しがで

きるものとする。

(規約の変更)

第15条 当社は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）及びこれに関連する政省令等が変更された場合又は当社がやむを得ないと判断した場合は、本規約を変更することができるものとする。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は当社が別に定める。

2 申請者の事由による小売電気事業者の変更があった場合、申請者は当該電気事業者が発行する再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約が確認できる書類の写しを当社に提出しなければならない。

別表（第6条関係）

認 定 期 間	売電1キロワット時当たりの エコキャッシュの額	エコキャッシュ上限額
平成23年4月1日から平成31年3月31日まで	固定価格買取制度の買取価格が 39円で適用されている場合 売電1キロワット時当たり9円	40,000円／年度
	固定価格買取制度の買取価格が 34円で適用されている場合 売電1キロワット時当たり8円	40,000円／年度
	固定価格買取制度の買取価格が 31円で適用されている場合 売電1キロワット時当たり8円	40,000円／年度
	固定価格買取制度の買取価格が 30円で適用されている場合 売電1キロワット時当たり7円	40,000円／年度
	固定価格買取制度の買取価格が 27円で適用されている場合 売電1キロワット時当たり6円	40,000円／年度
	固定買取価格制度の買取価格が 25円で適用されている場合 売電1キロワット時当たり6円 （平成28年度中に国から認定 を受けた設備）※	40,000円／年度
	固定買取価格制度の買取価格が 25円で適用されている場合 売電1キロワット時当たり3円 （平成29年度中に国から認定 を受けた設備）※	40,000円／年度
	固定買取価格制度の買取価格が 25円で適用されている場合 売電1キロワット時当たり1円 （平成30年度中に国から認定 を受けた設備）※	40,000円／年度

※認定日は「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約」に記載している日